

令和6年6月19日

担当課：総務事務厚生課
調達班
内 線：2523
直 通：092-643-3092
担 当：國崎、砂本

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

1 指名停止措置物品業者：

- ①住所 東京都墨田区押上一丁目1番2号
商号又は名称 東武トップツアーズ株式会社
- ②住所 愛知県名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号住友生命名古屋ビル内
商号又は名称 名鉄観光サービス株式会社
- ③住所 東京都品川区東品川2-3-11
商号又は名称 株式会社JTB
- ④住所 東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル36階
商号又は名称 近畿日本ツーリスト（株）

2 指名停止の期間：

上記1①、④は、令和6年6月19日から令和6年9月18日まで（3箇月間）
上記1②、③は、令和6年6月19日から令和6年12月18日まで（6箇月間）
※①、④課徴金減免制度適用対象

3 事実概要：

公正取引委員会は、青森市が指名競争入札の方法により発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務（以下「特定移送業務」という。）の入札参加業者らに対し、令和6年5月30日、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令を行った。
本件は、特定移送業務の入札参加業者らが、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたものである。

4 指名停止の理由：

上記の事実は、「福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱」別表その2第6号に定める措置要件に該当する。

【指名停止等措置要綱 別表その2第6号該当】

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 6 福岡県外において、他の公共機関の職員が締結した物品購入等の契約に係る業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6箇月以上12箇月以内